

【混合研究法学会_Fetters 記念若手研究助成】

<2025 年度研究助成募集要項>

1. 研究助成の目的

日本混合研究法学会（以下「本学会」という）会則第 4 条（5）に基づく事業の一環として、学会創立に多大な貢献をされた Mike Fetters 氏の混合研究法の発展への遺志を継ぎ、若手研究者に研究費用の一部を助成し、優秀な研究者の育成を図るとともに混合研究法の発展に寄与することを目的とする。

2. 研究助成の対象

混合研究法に関する個人または共同の研究

3. 応募資格

- 1) 申請者は本学会会員であること、学生会員（大学院生）も含む
- 2) 混合研究法に関する研究テーマであること
- 3) 申請者は申請時に 40 才未満であること
- 4) 共同研究者は、申請時に正会員であること
- 5) 同一の研究課題で、他の研究助成の申請あるいは受けていないこと

4. 研究助成金の金額

研究 1 題について 10 万円とする。

5. 研究助成期間

2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日までとする。

6. 応募方法

1) 本学会所定の申請書に必要事項を記載し、PDF ファイルを学会事務局にメール添付で提出する。

<申請書の内容>

- 研究者情報（氏名、年齢、所属、会員番号など）
- 研究課題
- 研究目的
- 研究方法
- 研究活動計画
- 申請者の業績（申請課題との関連文献に限定）
- 研究助成金の予算書など

2) 応募受付期間 2024年12月6日(金)~2025年1月31日(金)17時必着

3) 申請書の入手先

申請書は、日本混合研究法学会(<http://www.jsmmr.org/grant.html>) から研究助成申請書(様式1)をダウンロードする。

7. 選考および助成の決定

日本混合研究法学会 Fetters 記念若手研究助成委員会(以下、助成委員会と略す)は、応募締切後、別に定める規程に基づいて速やかに審査を行い、当該者を選考し、その結果は理事会の議を経て、2025年3月下旬までに応募者に通知する。

8. 研究助成金の使途と報告

1) 助成金の使途は、データ収集などの研究活動に必要な旅費、消耗品費、通信・運搬費、印刷費などとする。5万円未満の物品は消耗品とする。人件費は全額の30%以内とする。学会参加費・旅費は認めない。その他詳細については文部科学省科学研究費補助金の規定に準ずるものとする。必要に応じて事務局に事前に相談すること

2) 助成を受けた者は、研究成果の概要と収支の状況を別紙様式で交付月日から1年以内に理事長宛に提出する。なお、助成金を所属先組織等で管理するため申請者の手元に領収書が残っていない場合は、領収書の写しに代えて、当該組織の会計報告等による提出を可能とする。

9. 研究成果の報告

1) 研究助成を受けた者は、翌年の本学会学術集会で研究助成成果として発表し、かつ2年以内に日本混合研究法学会誌「混合研究法」Annals of Mixed Methods Research に投稿する義務がある。

2) 研究助成成果を公表する場合は、本学会の研究助成金による研究であることを明記する。

問い合わせ先

日本混合研究法学会助成委員会

メールアドレス: [jsmmr.fetters\[at\]gmail.com](mailto:jsmmr.fetters[at]gmail.com)

※メール送信時は [at] を@に置き換えて下さい

以上